

定期報告の改正について

- 現在、定期報告の業種については、事業者の事務負担を考慮し、日本標準産業分類に定める「中分類」又は「小分類」により報告することとしている。
- 今般、基準発生原単位の設定にあたり、上記の分類では強い相関関係を見いだすのが困難な業種が相当数あったことから、再度、業種を細分化した調査を行ったところ、多数の業種において強い相関が認められた。
- このため、食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループの議論を踏まえ、報告の業種区分について日本標準産業分類の「中分類」又は「小分類」を下表の「細分類」等に改訂する。

▼新旧業種区分

現行	改正後	現行	改正後	
畜産食料品製造業	部分肉・冷凍肉製造業	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業(茶、J-7、果汁など残さが出るもの)	
	肉加工品製造業		清涼飲料製造業(その他)	
	牛乳・乳製品製造業		製茶業	
	その他の畜産食料品製造業		コーヒー製造業	
水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く)	製茶業	
	海藻加工業		コーヒー製造業	
	塩干・塩蔵品製造業		果実酒製造業	
	水産練製品製造業		ビール類製造業	
	冷凍水産物製造業		清酒製造業	
	冷凍水産食品製造業		単式蒸留焼酎製造業	
	その他の水産食料品製造業		蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎を除く。)	
野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く。)	農畜産物・水産物卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業	
	野菜漬物製造業		野菜卸売業・果実卸売業	
調味料製造業	醤油製造業		生鮮魚介卸売業	
	味噌製造業		食肉卸売業	
	ソース製造業		その他の農畜産物・水産物卸売業	
	食酢製造業	食料・飲料卸売業(飲料卸売業が主に限る。)		
	その他の調味料製造業	食料・飲料卸売業(飲料卸売業が主を除く。)		
糖類製造業	甘蔗糖製造業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	
	甜菜糖製造業	野菜・果実小売業	野菜・果実小売業	
	砂糖精製業	食肉小売業	食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)	
	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	卵、鳥肉小売業		
精穀・製粉業	精米・精麦業	鮮魚小売業	鮮魚小売業	
	小麦粉製造業	酒小売業	酒小売業	
	その他の精穀・製粉業	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	
パン・菓子製造業	パン製造業	その他の飲食料品小売業	コンビニエンスストア	
	菓子製造業		その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)	
動植物油脂製造業	動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	飲食店	食堂・レストラン	
	食用油脂加工業		居酒屋等	
その他の食料品製造業	でん粉製造業		喫茶店	ファーストフード店
	めん類製造業		その他の飲食店(ファーストフード店を除く。)	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く。)
	豆腐・油揚げ製造業		給食事業者	給食事業者
	あん類製造業	沿海旅客海運業	沿海旅客海運業	
	冷凍調理食品製造業	内陸水運業	内陸水運業	
	そう菜製造業	結婚式場業	結婚式場業	
	すし・弁当・調理パン製造業	旅館業	旅館業	
	レトルト食品製造業			
	他に分類されない食料品製造業			